ニセコ町簡易水道事故対策・復旧マニュアル

二セコ町役場上下水道課 (2023年1月 改定)

目 次

第1章 基本対応マニュアル

1	1.	水道における考えられるリスクとその対応方法	
3	2.	事故発生連絡系統図	
3	3.	事故等の復旧体制及び各班の業務内容	
	4.	事故時の復旧作業要請事業者(給水工事指定業者、電気計装関連事業者など)	8
	5.	町関連機関等連絡先	9
	6.	応急給水資材と大規模断水時の優先給水施設	9
	7.	町内の大規模専用水道を有する施設	11
穿	52 1	章 水質異常時対応マニュアル	
	1.	水質異常時における対応	12
	2.	水質異常時における指揮系統	13
	3.	水質基準に適合しない(しないと予想される)場合の取り扱い	14
	4.	給水停止に係る判断基準	14
穿	53 1	章 資料編	
	1.	備蓄資機材の数量及び保管場所	15
	(1)応急給水資材(仮設水槽、ポリタンク、給水袋)	
	(2	?)応急復旧資材(水道管補修用資材)	
	2.	応急給水拠点及び優先給水筒所位置図	巻末

第1章 基本対応マニュアル

1. 水道で考えられるリスクとその対応方法

水道には災害や水道施設の経年劣化による故障、破損など、様々な要因により給水停止となるリスクがある。そこで要因ごとに起こりうる障害とその対応について記す。

なお、以下に記すリスク要因や対応方法は一般的なものであり、想定外または甚大な災害により起こりうる障害及びその対応については、関係機関の総力により解決にあたることとする。

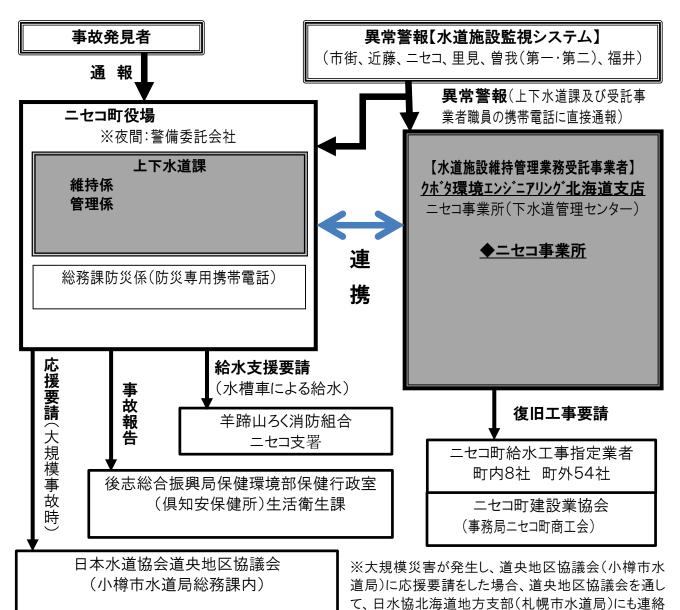
通信回線不良 (落雷、風、着雪など) 停電 (落雷、風、着雪など) 曽我第1及びニセコ地区は非常用発電機 (落雷、風、着雪など) を備えているため当面は問題なし 一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一部、曽我第2の一部) 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 別給水を行う 【レベル1】 実質NTTもしくは計装関連の業者による 旧に委ねるしかない 市街地区、里見地区の滅菌設備用発機 機で対応する。 近藤地区第1ポンプ場はバイパス切りを 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	など) ほど さい まま こう		給水不良(水圧低下)	【レベル1】
勝水を伴う場合はポリタンク等を配布し、別給水を行う 通信回線不良 (落雷、風、着雪など) 停電 (落雷、風、着雪など) 自我第1及びニセコ地区は非常用発電機 (落雷、風、着雪など) を備えているため当面は問題なし 一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一部、曽我第2の一部) 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	など)	/ II 7 - 1 / 65 - 4 / - 1 / 65 /		No. 12 14
通信回線不良 (落雷、風、着雪など) 停電 (落雷、風、着雪など) 曽我第1及びニセコ地区は非常用発電機 (落雷、風、着雪など) を備えているため当面は問題なし 一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一部、曽我第2の一部) 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 別給水を行う 【レベル1】 実質NTTもしくは計装関連の業者による 旧に委ねるしかない 市街地区、里見地区の滅菌設備用発機 機で対応する。 近藤地区第1ポンプ場はバイパス切りを 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	など) など) を - き ジ	、配水官 · 給水官)	断水(一部地域)	迅速な漏水個所特定と復旧工事
通信回線不良 (落雷、風、着雪など) 停電 (落雷、風、着雪など) 停電 (落雷、風、着雪など) 自我第1及びニセコ地区は非常用発電機 (レベル1以上) を備えているため当面は問題なし 一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一部、曽我第2の一部) 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	など) など) を - き ジ			断水を伴う場合はポリタンク等を配布し、個
(落雷、風、着雪など) 実質NTTもLくは計装関連の業者による旧に委ねるしかない 停電	など) など) を - き ジ			別給水を行う
停電 曽我第1及びニセコ地区は非常用発電機 【レベル1以上】 市街地区、里見地区の滅菌設備用発 で備えているため当面は問題なし 一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一部、曽我第2の一部) 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	まど) き - : : : :	通信回線不良 通信回線不良	各施設の状況把握が不能となる	【レベル1】
停電 (落雷、風、着雪など) ・備えているため当面は問題なし 一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一部、曽我第2の一部) 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度	など) き - き ル	(落雷、風、着雪など)		実質NTTもしくは計装関連の業者による復
(落雷、風、着雪など) を備えているため当面は問題なし 一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一部、曽我第2の一部) 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	など) き - き ル			旧に委ねるしかない
一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一機で対応する。 部、曽我第2の一部) 近藤地区第1ポンプ場はバイパス切りを 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	- 注 0	亨電	曽我第1及びニセコ地区は非常用発電機	【レベル1以上】
部、曽我第2の一部) 近藤地区第1ポンプ場はバイパス切りを 滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	# 》 0	(落雷、風、着雪など)	を備えているため当面は問題なし	市街地区、里見地区の滅菌設備用発電
滅菌器の動作停止による残留塩素濃度 対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水	ji O		一部のポンプ圧送地区は断水(近藤の一	機で対応する。
	0		部、曽我第2の一部)	近藤地区第1ポンプ場はバイパス切り替え
の低下(主体、田目、丘藤、曽升等2) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			滅菌器の動作停止による残留塩素濃度	対応。第2ポンプ場は停電と同時に断水。
り心ト(川街、王兄、江際、首找第2/ 首找第2地区 油井地区は电力を安する	4		の低下(市街、里見、近藤、曽我第2)	曽我第2地区・福井地区は電力を要する。
長期化の場合、福井地区及び曽我第2地 停電が長期化する場合は、近藤第2ポン	1 1		長期化の場合、福井地区及び曽我第2地	停電が長期化する場合は、近藤第2ポンプ
区の全面断水(福井:浄水停止、曽我第 場は早急に、曽我第2地区・福井地区は			区の全面断水(福井:浄水停止、曽我第	場は早急に、曽我第2地区・福井地区は配
2:配水池への送水停止) 水池水位低下前に発電機リースが必要	2		2:配水池への送水停止)	水池水位低下前に発電機リースが必要
大雨・土砂災害 原水への濁水流入(取水停止) 【レベル1以上】	J.	大雨·土砂災害	原水への濁水流入(取水停止)	【レベル1以上】
	ž		濁水が配水池へ流入した場合、即時給水	あらかじめ濁水が混入する恐れがある施設
停止(=全面断水。加えて配水池や管路 は大雨前に取水停止することで事故を	4		停止(=全面断水。加えて配水池や管路	は大雨前に取水停止することで事故を未
の清掃及び消毒を要するため復旧に数日 然に防ぐことが可能	0		の清掃及び消毒を要するため復旧に数日	然に防ぐことが可能
かかる) 大雨時は河川氾濫などにより他業務でも	1.		かかる)	大雨時は河川氾濫などにより他業務でも職
水源、配水池等までの通行困難または遮 員を要する場合が多いため、水道の対	7		水源、配水池等までの通行困難または遮	員を要する場合が多いため、水道の対応
断 は事故予防対策を徹底すべき	图		断	は事故予防対策を徹底すべき
一部の水道管の破損 破損が長期化(半日以上)した場合、給水 【レベル2以上】	り破損の	一部の水道管の破損	破損が長期化(半日以上)した場合、給水	【レベル2以上】
(導水管) 区域の全面断水 長期化した場合は全庁的な応急給水体	Į.	(導水管)	区域の全面断水	長期化した場合は全庁的な応急給水体制
が必要				が必要
火災 停電、通信不良(左記による影響は前述 基本的に可燃物が少なく、漏電などの場	F	火災	停電、通信不良(左記による影響は前述	基本的に可燃物が少なく、漏電などの場合
のとおり)、消火時放水や消火剤散布によしても火災が広がることは考えにくい。	0		のとおり)、消火時放水や消火剤散布によ	でも火災が広がることは考えにくい。
る配水池への異物混入(=全面断水) 定期的な点検と施設清掃での予防が重	7		る配水池への異物混入(=全面断水)	定期的な点検と施設清掃での予防が重要
新型インフルエンザ・新型コ 感染力の強い疾病の流行により、水道従 【レベル1以上】	新型コ	新型インフルエンサ゛ 新型コ	感染力の強い疾病の流行により、水道従	【レベル1以上】
ロナウイルス等の発生 事者が不足する恐れがある 感染者が少数の場合は未感染者で対例	Ė I	コナウイルス等の発生	事者が不足する恐れがある	感染者が少数の場合は未感染者で対応。
感染防止のため、最小限の人数で行動				感染防止のため、最小限の人数で行動し、
感染防止を図りつつ対応する。感染者が				感染防止を図りつつ対応する。感染者が出
ただけでは直接断水にはならないが、漏				ただけでは直接断水にはならないが、漏水
等が発生した際は全庁的応援が必要				等が発生した際は全庁的応援が必要
水質異常 第2章(12ページ以降)参照	tr.	水質異常	第2章(12ページ以降)参照	
地震 地震規模によるが、前述の全ての影響が【レベル1以上(地震規模により変動)】	1		地震規模によるが、前述の全ての影響が	【レベル1以上(地震規模により変動)】
				被害状況の迅速かつ極力正確な把握が
何より重要。把握した被害状況をもとに、				何より重要。把握した被害状況をもとに、柔
軟な対策を取る必要あり				軟な対策を取る必要あり

渇水	水源施設周辺の環境変化や自然環境の変化により、取水量の減少または取水停止した場合、その影響が長期化する恐れがある	【レベル2以上】 早急な水源の状況確認が必要。人為的対応が可能な原因の場合は、迅速な対応が重要。 原因不明・人為的対応が不可の場合は、応急給水対応を行うとともに、外部組織(北海道、日水協)への応援要請を含めた対応を進める
クリプ ^ト スポ [・] リシ [・] ウムによる 汚染	水源水質の変化であることから、発生した地区全体の給水停止が必要となる	【レベル2以上】 クリプトスポリジウムによる汚染が発生した地区の給水戸数により、対応範囲が異なる。 水源水質の経過観察を行い、水質が回復 次第、給水を開始する
放射性物質による汚染	原子力災害の発生等により、広範囲にわたる放射性物質の汚染	【レベル1または3】 微量の放射線漏れの場合は、放射線モニター数値を継続観察し対応 災害規模が大きい場合は、地域防災マニュアルに沿って住民避難を優先させる
テロ その他	施設破壊、異物混入等の発生	破壊行為は、迅速な破壊個所の特定と復旧。異物混入に対しては、取水・給水の迅速な停止及び広報を実施。 被害状況・範囲の把握と応急給水対応が必要

[※]事故の規模区分は次ページ「3.事故等の復旧体制及び各班の業務内容」参照

2. 事故発生連絡系統図

平成27年度より、異常時及び警報時の初動(状況確認・対応内容の検討など)は、水道施設維持管理業務受託事業者が行う体制となっている。



3. 事故等の復旧体制及び各班の業務内容

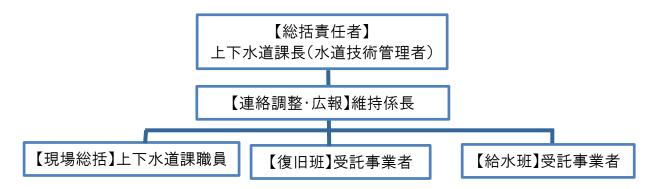
ア. 事故等の規模

レベル	規 模	備考
1	断水範囲等が小規模で断水による影響 が比較的小さい場合	上下水道課・受託事業者で対応
2	断水範囲等が大規模で断水による影響 が比較的大きいと予想される場合(1~2 町内程度の断水)	レベル1に加え、各課の応援を受けて対応 <u>※被害の拡大状況予測に応じレベル</u> 3へ引き上げ災害対策本部を設置
3	災害等により断水範囲が町内全域にわた る場合(複数町内〜地区全体に及ぶ範 囲の断水)	ニセコ町地域防災計画に基づく配備体制

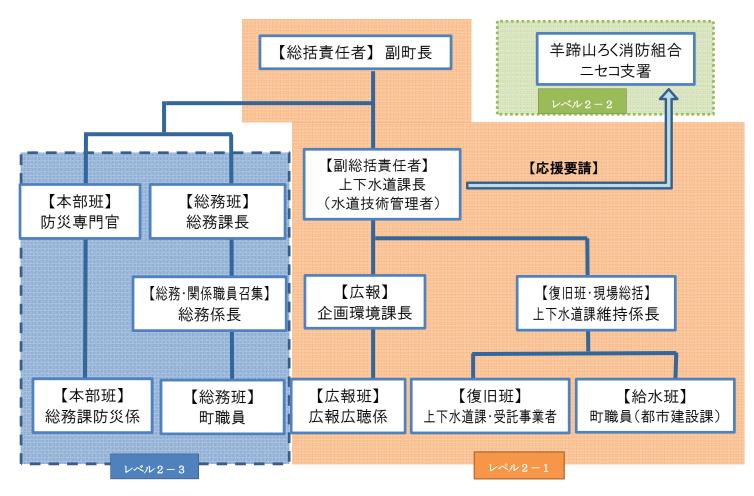
される

イ. 復旧体制

【レベル1】



【レベル2:影響範囲の大きさによりレベル2-1~2-3まで段階的に応援体制を拡大】



レベル2-1…小規模な給水班応援と広報班によるラジオ等の周知が必要な場合

レベル2-2…2-1に加え、消防タンク車による水道施設等への水の運搬が必要となる場合

レベル2-3…2-2に加え、広範囲の給水応援が必要となる場合

※被害拡大が予測される場合は、レベル3に引き上げ災害対策本部を設置する

◆レベル2の体制における各班業務内容 ※()内は災害対策本部組織図内の担当課

班名	業 務 内 容
	1. 災害対応本部の設置及び廃止に関すること
本 部 班	2. 災害情報の収集及び報告に関すること
(総務課防災担当)	3. 事故の記録に関すること
	4. 関係機関との連絡及び協力に関すること
	1. 職員の招集に関すること
総務班 (総務課)	2. 事故に関する相談及び苦情等の処理に関すること
(3. その他、他の班に属さないこと
	1. 原因及び現地状況調査、現場状況の報告に関すること
復 旧 班	2. 復旧計画及び復旧作業に関すること
(上下水道課)	3. 給水工事指定業者の要請に関すること
	4. その他、復旧作業に必要な事項に関すること
	1. 住民への広報に関すること
広 報 班	2. 広報区域計画に関すること
(企画環境課)	3. 広報車の手配に関すること
	4. その他、広報に関すること
 給水班	1. 給水計画に関すること
(都市建設課)	2. 給水資材及び給水車の手配に関すること
	3. その他、給水に関すること

【レベル3】

ニセコ町地域防災計画の災害対策本部組織図に基づき各班を配備 (関係班による復旧対策)

> 【災害対策本部長(水道事業管理者)】 町長

> > 【副部長】副町長·教育長

	本	部 員(各班長()	
本部班 ◎防災専門官	総務班 ◎総務課長	情報·広報班 ◎企画環境課長	調査·税務班 ◎税務課長	民生班 ◎1班:保健福祉課長 ◎2班:町民生活課長
総務課(防災担当)	総務課 出納室 議会事務局	企画環境課	税務課	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課
農政班 ◎農政課長	商工観光班 ◎商工観光課長	都市建設班 ◎都市建設課長	上下水道班 ©上下水道課長 【水道技術管理者】	教育班 ◎1班:学校教育課長 ◎2班:町民学習課長
農政課 国営農地再編整備推進室 農業委員会事務局	商工観光課	都市建設課	上下水道課	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター こども未来課

◆レベル3の体制(災害対策本部体制)における業務

※「ニセコ町地域防災計画」で定める業務に準拠

【水道事故発生時に特化した役割】

職名	担当	災害業務
災害対策本部長 (水道事業管理者)	町長	1 取水·給水の再開、給水区域の制限等の決定に関すること (水道事業管理者としての業務責任者)
水道技術管理者	上下水道課長	1 取水・給水の再開、配水区域の制限等の災害対策本部長への進言

【水道事故発生時の各班の役割】

【 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	K道事故発生時の各班の役割】 			
班名(班長)	担当課	災害業務		
本部班	総務課	1 本部会議に関すること		
(防災専門官)	(防災担当)	2 災害対応本部の設置及び廃止に関すること		
		3 庁内の非常体制に関すること		
		4 災害情報の収集及び報告に関すること		
		5 国、道に対する要請(自衛隊の派遣要請を含む)及び報告に関する こと		
		6 災害現地との連絡調整に関すること		
		- 7 消防署ニセコ支署との連絡調整に関すること		
		8 日本水道協会道央支部(小樽市水道局)への応援要請に関すること		
		※8は水道事故に対する水道事業に特化した追加項目		
		9 その他、本部長からの特命指示に関すること		
総務班	総務課	1 職員の非常招集に関すること		
(総務課長)	出納室	2 動員職員の出勤状況の記録に関すること		
	議会事務局	3 各班との連絡調整に関すること		
		4 職員等の寝具、食料等の調達及び配布に関すること		
		5 自衛隊、広域応援その他防災関係機関の受入れに関すること		
		6 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関すること		
		7 各班、各課に属さない事項に関すること		
		8 その他、本部長からの特命指示に関すること		
情報·広報班	企画環境課	1 被災地の情報把握、巡回広聴活動に関すること		
(企画環境課長)		2 被災写真の収集、記録に関すること		
		4 災害通報に関すること		
		5 報道機関との連絡調整に関すること		
		6 災害情報等の部内情報を関係機関に周知すること		
		7 災害救援物資の輸送に関すること		
		8 その他、本部長からの特命指示に関すること		
民生班	保健福祉課	1 被災地域の要配慮者等の援護に関すること		
(1班:保健福祉課長) (2班:町民生活課長)	地域包括支援センター	2 保健所、医師会等の災害関係機関への連絡調整に関すること		
(2班·则氏生冶酥長)	町民生活課 	3 その他、本部長からの特命指示に関すること		

班名(班長)	担当課	災害業務
都市建設班 (都市建設課長)	都市建設課	1 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること 2 災害地の交通不能箇所に対する交通制限に関すること
		3 交通関係機関との連絡調整に関すること
		4 その他、本部長からの特命指示に関すること
上下水道班	上下水道課	1 災害時の飲料用水の確保及び給水に関すること
<u>(上下水道課長</u>		2 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること
<u>:水道技術管理</u>		3 被災水道施設の復旧に関すること
<u>者)</u>		4 下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること
		5 被災下水道施設の復旧に関すること
		6 保健所への報告等に関すること
		7 その他、本部長からの特命指示に関すること
農政班	農政課	1 農林畜産施設及び家畜等の災害に関する被害調査及び応急対
(農政課長)	国営農地再編整備	策、復旧対策に関すること
	推進室	2 他の班の業務補助
	農業委員会事務局	3 その他、本部長からの特命指示に関すること
商工観光班	商工観光課	1 商工関係機関との連絡調整に関すること
(商工観光課長)		2 その他、本部長からの特命指示に関すること
教育班	学校教育課	1 教育・保育関連施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関す
(1班:学校教育課長)	町民学習課	ること
(2班:町民学習課長)	学校給食センター	2 給食施設の保全警防に関すること
	幼児センター	3 被災園児の医療及び防疫に関すること
	地域子育て支援セ	4 その他、本部長からの特命指示に関すること
	ンター	
	こども未来課	

※水道事故対応に限り、調査・税務班の災害業務は下記のとおりとする

	CAL HOLD DOWN TO SAIL MANNEY I HE A COOK CAN		
班名(班長)	担当課	災害業務	
調査·税務班 (税務課長)	税務課	1 他の班の業務補助 2 その他、本部長からの特命指示に関すること	

4. 事故時の復旧作業要請事業者(給水工事指定業者、電気計装関連事業者など)

ア. 指定給水装置工事事業者(2022.10.5現在 町外事業者は抜粋)

事業者名	住所	電話
(有)高山デンキ	ニセコ町字本通140番地2	44-2938
(有)氏家サービスセンター	ニセコ町字本通86番地	44-2532
(株)本間商店	ニセコ町字本通141番地	44-2455
(株)志田建設	ニセコ町字有島90番地22	44-3141
(有)ニセコ観光開発商事	ニセコ町字本通45番地1	44-3328
牧野工業(株)	ニセコ町字里見61番地1	44-2280
(株)イトウ設備管工	ニセコ町字元町79番地53	44-2083
(株)浦野工務店	ニセコ町字本通137番地	44-2615
(株)俱知安機工	倶知安町北3条東3丁目	22-1205
(株)リビング梅田	倶知安町北1条西2丁目	22-1582
本田興業(株)	俱知安町北2条東1丁目	22-0198
(有)ハウジングうえはら	俱知安町北4条東4丁目3番地	22-2343
(有)長澤設備	磯谷郡蘭越町字大谷295番地2	57-5503
(株)シモグチ配管	磯谷郡蘭越町字日出118番地	55-8235
(株)北海建業	喜茂別町字相川84番地	33-2139
梅澤設備工業(株)	喜茂別町字喜茂別275番地の3	33-2278

イ. 電気・機械設備・計装関係

事業者名	住 所	電話	備考
新栄クリエイト(株)(施設部)	札幌市中央区北12条	011-738-	電気機械計装全般
利木ググエイド(休八旭設品)	西15丁目4番地1号	3334	の修理対応
(株)共成レンテム ニセコ営	 ニセコ町字里見57-1	43-2600	発電機の借用(近
業所	— ビコ町 十里兄 J / ⁻ 	43-2000	藤第二ポンプ場、曽
建成興業(株)ニセコ営業所	 ニセコ町字有島137	44-3511	我第二浄水場、福
建风典素(体) 四百条例	— ビコ町 十行 局 137	44-3311	井浄水場など)

ウ. 電力・通信関係

◆電力:北海道電力(株)倶知安ネットワークセンター (通常時)0136-22-0150

◆通信:NTT東日本 専用回線故障受付0120-000111 ※連絡時は施設ごとの回線ID(下表)を伝える必要あり

施設名	施設名
市街配水池(高区)	曽我第一配水池
市街低区配水池	曽我第二浄水場
市街元町量水器室	曽我第二配水池
ニセコ地区配水池	近藤地区配水池
福井地区浄水場	近藤第一ポンプ場
里見地区浄水場	近藤第二ポンプ場

5. 町関連機関等連絡先

公共施設等					
町民センター	44-2234	総合体育館	44-2034	下水道センター	44-1373
給食センター	44-2609	ニセコ郵便局	44-2351	ニセコ町商工会	44-2214
ようてい農協ニセコ支所	44-2331			一で1川間上云	(内線410)
		教育関係加	 色設		
ニセコ小学校	44-2252	近藤小学校	44-2852	ニセコ中学校	44-2321
ニセコ高校	44-2224	幼児センター	44-2700	子育て支援セン	44-2739
学童保育所	44-2323	HISニセコ校	55-5252	ター	44-2739
あそぶつく	43-2155				
		医療福祉関係	系施設		
ニセコ医院	44-2201	ニセコ福祉会	44-2772	菊地歯科医院	44-1120
ニセコ歯科	43-2225				
関係機関					
消防ニセコ支署	44-2354	小樽開発建設部	22-0133	小扮油机饰细如	
ニセコ駐在所	44-2251	倶知安道路事務所	22-0133	小樽建設管理部	45-2136
ラジオニセコ	55-5762	倶知安保健所	23-1962	─ 真狩出張所	

6. 応急給水資材と大規模断水時の優先給水施設

本町は下記の応急給水資材を保有しており、大規模断水時はこれらの資材を活用した柔軟かつ効率的な給水を行う。

ただし、これらの給水資材で対応が不足する場合は、日本水道協会加盟事業者や自衛隊等へ給水支援を仰ぐ必要がある。

ア. 応急給水資材保有状況

名称	規格·仕様	数量	使用方法	保管場所
仮設給水水槽(組み立て式)	容量 1,000 リットル 架台付 応急給水栓 (蛇口4か所)	2セット	1セットは町民センターに設置。残り1セットは災害の状況に応じて設置する。水槽への給水は消防水槽車または加圧式給水車が望ましい	
給水タンク (ローリータンク)	容量 1,000 リットル 加圧ポンプ 応急給水栓 (蛇口4か所)	1セット	トラックに積載し、応急 給水車として使用(加 圧ポンプあり)	下水道管理センター(本通)
ポリタンク	容量20リットル	94 個	施設等に配布	
給水袋	容量10リットル	1,200 枚	給水所で配布	
水道施設用発 電機(塩素注入 機器用)	(市街高区用) 発電 能力 5.5kva (里見用) 2.5kva (近藤配水池用) 2.5kva	各 1 台	発電機を搬送し、配電 盤の接続端子に接続。 数時間ごとに燃料の補 充が必要。	

イー1. 最優先給水施設

施設名称	住所	優先給水理由	給水方法及び備考
町民センター	富士見 95	町指定避難所 兼医療救護所	仮設水槽(1,000 リットル)に よる応急給水所設置 給水袋(100)配布
ニセコ町 デイサービスセンター	有島87-4	町指定要援護者用 避難所	状況に応じて仮設水槽設 置またはポリタンク等による
ニセコ医院	富士見 2	傷病者受入機関	給水

イー2. 優先給水施設(町指定避難所)

施設名称	住所	施設名称	住所
近藤地域コミュニティセンター	近藤 258-35	ニセコ小学校	富士見 1
元町地域コミュニティセンター	元町 240	近藤小学校	近藤 266
里見地域コミュニティセンター	里見 67-4	ニセコ中学校	富士見 143
ニセコ地域コミュニティセンター	ニセコ 138-8	ニセコ高校	富士見 138
福井地域コミュニティセンター	福井 379-2	総合体育館	富士見 95
曽我活性化センター	曽我 127-1	綺羅乃湯	中央通33
ニセコ町幼児センター	富士見 17		

イー3. 民間の給水施設(町水道利用施設)

上記施設以外にも、町内の宿泊施設が避難施設として確保されるケースもある。大規模な宿泊施設には容量の大きな受水槽が備えられているため、宿泊施設内部の配管に損傷がなければこれらの水槽に直接給水し、給水所としての機能も確保することを想定しておく必要がある。

◆大容量の受水槽所有施設:いこいの湯宿いろは、甘露の森、ワン・ニセコ 等 ※ニセコ町水道の受水施設のみ表記

イー4. その他機関の給水施設(道の駅)

道の駅ニセコビュープラザは、『道の駅「ニセコビュープラザ」における既設トイレ棟の耐震補強等に関する協定』に基づき、北海道開発局小樽開発建設部と被災時の防災トイレ及び給水タンク設置について協定を交わしている。

道の駅断水時や災害発生時の道の駅利用が前提条件となるが、道の駅が被災し、町から要請をした時に、開発局が保管場所から水を入れた状態で運搬・設置し、臨時給水拠点となる。

機材名	保管住所	台数	連絡先· 電話番号
ステンレス製給水タンク 1.5 ㎡	俱知安開発事務所(俱知安町)		北海道開発局小樽開
	ニセコ除雪ステーション(ニセコ町)	1	発建設部 0134-23-5119

※給水タンク設置要請をする場合は、ニセコ町側の対応窓口の明確化が必要

7. 町内の大規模専用水道を有する施設(自己水源施設)

町内には、独自の水源を用いた専用水道を整備している施設が数か所ある。

そのうち、1日あたりの給水能力が100立方m以上の規模を有する施設は下表のとおり。

災害や水質異常時において、ニセコ町水道施設からの給水が困難な反面、下表の施設の水質や水量に問題がなかった場合は、応急給水用の浄水提供を依頼することも意識しておく必要がある。

もしくは、下記施設において給水不良となった場合、本町水道施設からの応援給水を考慮しておくべきである。

※1立方m=1,000 リットル

施設名	住所	電話番号	給水能力 (立方m/日)	水源 種別	浄水方法
ヒルトンニセコビレッジ	曽我 919-1	44-1111	470	深井戸	高速ろ過
ニセコノーザンリゾート アンヌプリ	ニセコ 480-1	58-3311	345	深井戸	滅菌のみ
グリーンリーフホテル ニセコビレッジ	曽我 535	44-3311	188	深井戸	滅菌のみ
鶴雅別荘 杢の抄	ニセコ 393	59-2323	168	深井戸	膜ろ過

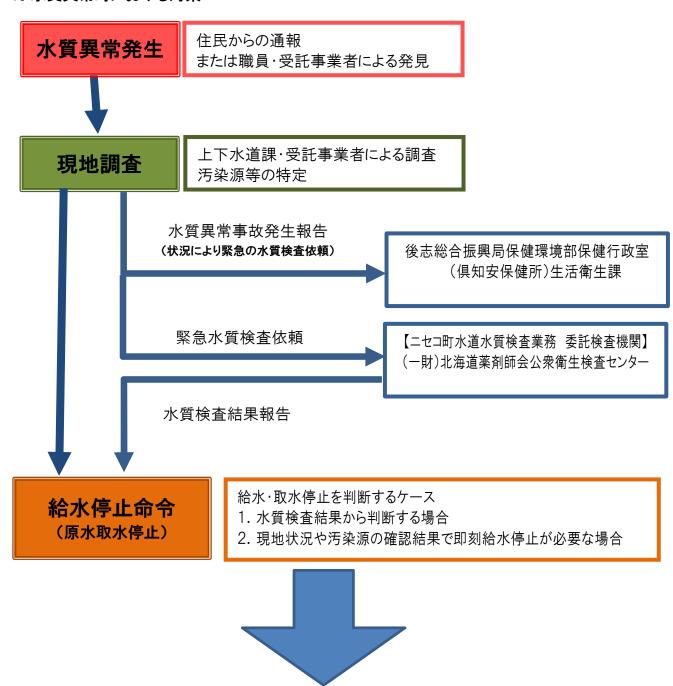
(令和元年度 北海道環境生活部『北海道の水道』調べ)

このほか、二セコ町の給水区域外に位置し、独自で専用水道を整備している宅地がある。これらの宅地では主に別荘が多く、常時居住している建物は少ないが、地震などの大規模災害時には給水状況を確認のうえ、必要であれば応急給水を行うことを意識しておかなければならない。

- ◆ローヤルリゾートタウン周辺(字ニセコ) 給水区域外人口約15人
- ◆フォレストアベニュー周辺(字ニセコ) 給水区域外人口約30人 ※人口はR4.2 月現在

第2章 水質異常時対応マニュアル

1. 水質異常時における対策

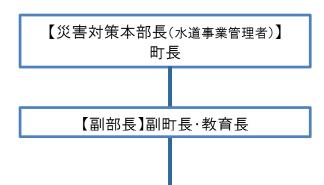


災害対策本部設置による、全庁的な復旧及び応急給水対策の実施

2. 水質異常時における指揮系統

ニセコ町災害対策本部組織の関係班をもって復旧対策にあたる(復旧体制:レベル3)

※各班の詳細な業務分担は6~7ページ参照。



	本 部 員(各班長 ◎)					
本部班 ◎防災専門官	総務班 ◎総務課長	情報·広報班 ◎企画環境課長	調査·税務班 ◎税務課長	民生班 ◎1班:保健福祉課長 ◎2班:町民生活課長		
総務課(防災担当)	総務課 出納室 議会事務局	企画環境課	税務課	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課		
農政班 ◎農政課長	商工観光班 ◎商工観光課長	都市建設班 ◎都市建設課長	上下水道班 ◎上下水道課長 【水道技術管理者】	教育班 ◎1班:学校教育課長 ◎2班:町民学習課長		
農政課 国営農地再編整備推進室 農業委員会事務局	商工観光課	都市建設課	上下水道課	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター こども未来課		

3. 水質基準に適合しない(しないと予想される)場合の取り扱い

給水 可否	水質区分	採るべき措置	左記の措置の判断となる基準
	I 濃厚汚染	①緊急給水停止	毒物投入等による汚染(おそれ)
4 A		(水道法23条規定)※ 	急性中毒等の許容濃度を超えたとき
給 水 停 止			慢性中毒等の許容濃度を超えるとき
停			(見込み)
т.	Ⅱ水質基準不適合	②行政措置(町長裁量)	近い将来①の状態になることが予想
		による給水停止	されるとき
		<別途判断基準参照>	
	Ⅱ水質基準不適合	③用途制限のうえ継続	集団赤痢発生等で雑用水の供給が
			必要なとき
給		④水質変化予告のうえ継続	工事に伴う濁水が予想されるとき
水		⑤特別の行為なし	原因除去のための対策を講じる
水継続	Ⅲ水質基準の許容量に	監視体制の強化	
統	近い場合		
	Ⅳ水質基準に余裕をも	通常給水	
	って合致する場合		

※水道法抜粋(給水の緊急停止)

第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

4. 給水停止に係る判断基準

水道水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、水道法第23条に基づき直ちに 給水を停止する。なお、給水停止に係る判断基準は次表のとおりとする。

	判 断 基 準
ア. 汚染原因が明らかな場合	①水源及び取水、導水の過程にある水が浄水操作等により除去が困難な病原微生物や有毒物質に汚染あるいは汚染の恐れがあるとき。または浄水操作等により除去が困難な程度までに著しく有害物質に汚染あるいはその恐れがあるとき ② 浄水、送水、給配水の過程にある水が病原微生物、有害物質に汚染、あるいはその恐れがあるとき
イ. 汚染原因が 不明な場合	①不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合 ②臭気及び味に著しい変化が生じた場合 ③魚が死んで多数浮遊する場合 ④濾過装置を有しない水道の水源で人や動物の死体、ごみ及び汚泥その他 の汚物が浮遊していた場合。または遊泳や洗濯をしているのを発見した場合
ウ. 塩素消毒が 行えない場合	塩素注入器の故障または薬剤の欠如のため、消毒が不可能となった場合

第3章 資料編

1. 備蓄資機材の数量及び保管場所(再掲)

(1)応急給水資材(仮設水槽、ポリタンク、給水袋等)

名称	規格·仕様	数量	使用方法	保管場所
仮設給水水槽(組み立て式)	容量 1,000 リットル 架台付 応急給水栓 (蛇口4か所)	2セット	1セットは町民センター に設置。残り1セットは 災害の状況に応じて設 置する。 水槽への給水は消防 水槽車または加圧式 給水車が望ましい	
給水タンク (ローリータンク)	容量 1,000 リットル 加圧ポ゚ンプ 応急給水栓 (蛇口4か所)	1セット	トラックに積載し、応急 給水車として使用(加 圧ポンプあり)	下水道管理 センター(本通)
ポリタンク	容量20リットル	94 個	施設等に配布	
給水袋	容量10リットル	1,200 枚	給水所で配布	
水道施設用発 電機(塩素注入 機器用)	(市街高区用) 発電 能力 5.5kva (里見用) 2.5kva (近藤配水池用) 2.5kva	各 1 台	発電機を搬送し、配電 盤の接続端子に接続。 数時間ごとに燃料の補 充が必要	

(2)応急復旧資材(水道管補修用資材)

※R4.1.31現在保有数

資材区分		資材名	仕様·型式	規格	在庫数
AT.	管	塩ビ管(VP)	ゴム輪受口片受直管 SGR-NA	φ 40	3
				φ 50	3
				φ75	3
				φ100	5
				φ 150	4
				φ200	1
		三受十字管	S種 VP用	φ75	1
		45° ベンド		φ75	2
配		90° ベンド		φ75	1
配水設備資材	バルブ	ソフトシール仕切弁 (JWWA B120)	2種(7.5K) フランジ型 内ねじ式 右開き	φ50	2
備資				φ75	2
材				φ100	2
				φ150	1
	接合部品	VSジョイント	VP管(鋼管)×VP管(鋼管)	φ50	2
				φ75	4
				φ100	3
				φ150	4
				φ 200	2
		オールフィッツジョイント		φ75	2
		カールフィフフフゴインド		φ100	3

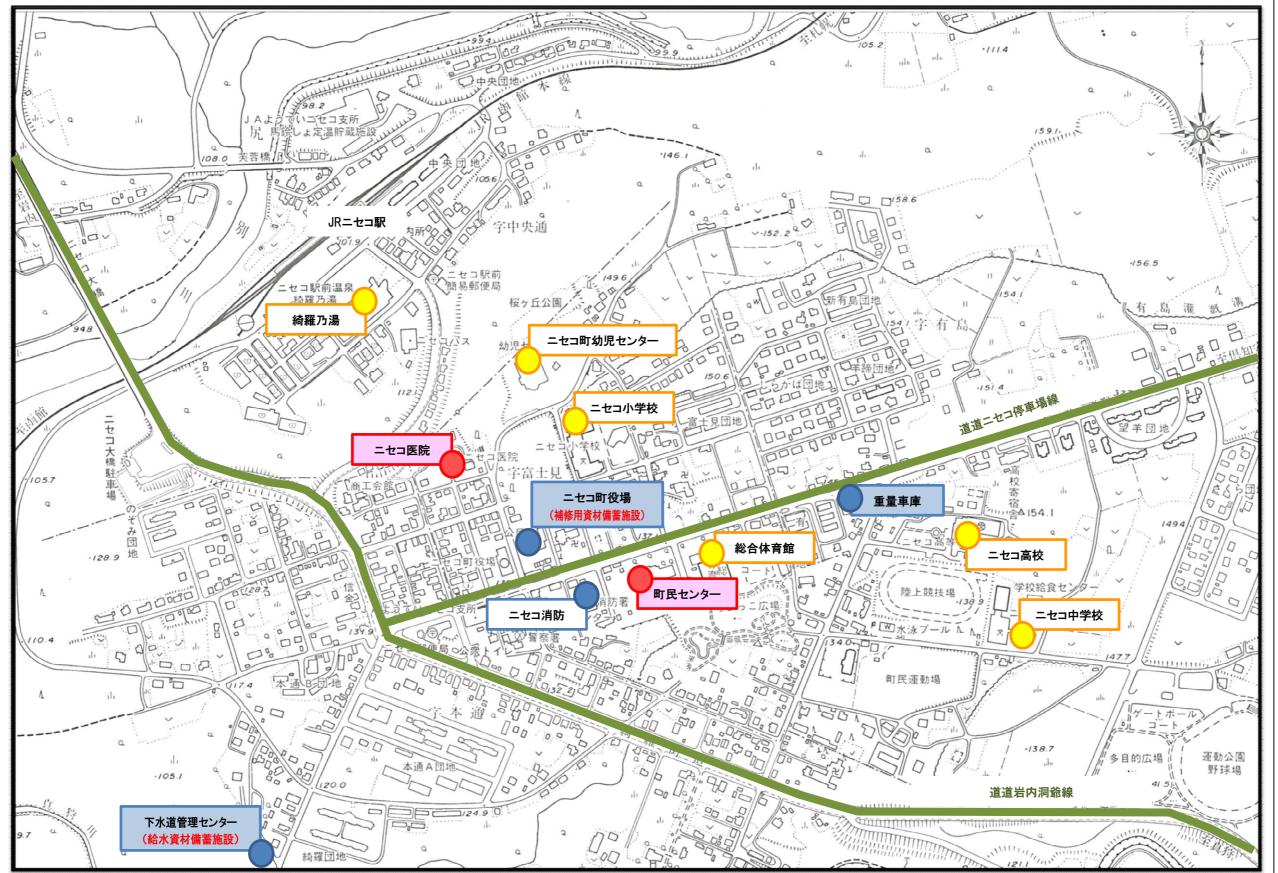
第3章 資 料 編 **二セコ町上下水道課**

資材区分		資材名	仕様·型式	規格	在庫数
				φ 40	4
		→ ナ ニーハル	VP+VP 用	φ 50	4
		ネオジョイント 	VP+PE 用	φ40	2
				φ 50	2
配水設備資材	接合部品	メカニカルフランジ (VC単管)	VP管(鋼管)×水道用フランジ	φ 50	2
				φ75	4
				φ100	4
		メカニカルフランジ (VC単管)	VP管(鋼管)×水道用フランジ	φ150	2
		合フランジ	鋳鉄製	φ 50	2
				φ75	1
			・ット、パッキンのセット)	φ 50	7
		 フランジ継手材(ボルト・ナ 		φ75	6
				φ100	10
				φ150	4
		PE ソケット		φ13	6
給水	拉			φ 20	5
給水設備資材	接合部品			φ 25	4
備				φ 30	6
材				φ 40	6
				φ 50	6
		PEおねじ付ソケット		φ 50	2
	接合部品	MCユニオン	VPφ13用	VP13	4
			VPφ16、PEφ13、鋼管15A 共用	VP16	13
			VP φ 20用	VP20	4
			PE φ 20、鋼管 20A 共用	PP20	4
			VP φ 28、PE φ 25、鋼管 25A 共用	VP28	5
			VP 0 30用	VP30	1
			PE φ 30、鋼管 30A 共用	PP30	5
給			VP、PE φ 40、鋼管 40 A 共用	VP40	7
給水設備資材			VP、PE∮50、鋼管50A共用	VP50	5
備		エラスジョイント (VP管×PE管)	銅合金製	φ13	5
貧 材				φ 20	5
				φ 25	6
		メーター用ソケット	PE用	φ13	8
				φ20	4
				φ 20 × 13	3
		伸縮止水栓	銅合金製	φ13	4
				φ 20	3
				φ 25	2

第3章 資 料 編 二七コ町上下水道課

資材区分		資材名	仕様・型式	規格	在庫数
補修用資材	直管部用	修理用クランプ(ステン レス製)	C型 VP,PE,鋼管用	ϕ 50 × 100	2
				ϕ 50 × 200	1
				ϕ 50 × 300	2
			SSI型 VP,鋳鉄管,鋼管用	ϕ 75 × 200	1
				ϕ 75 × 300	1
				ϕ 75 × 400	3
				ϕ 100 × 400	2
				ϕ 100 × 500	1
				ϕ 150 × 200	1
				ϕ 150 × 300	2
				ϕ 150 × 400	2
				ϕ 150 \times 500	1
	継手部用	フクロジョイント(VP管継 手部補修用金具)	VP管用	φ50	2
				φ75	3
				φ100	2

2. 応急給水拠点及び優先給水箇所位置図 【その1】市街部



■最優先給水施設

- ■ニセコ町民センター 字富士見95番地 0136-44-2234
- ■二セコ医院 字富士見2番地 0136-44-2201

優先給水施設

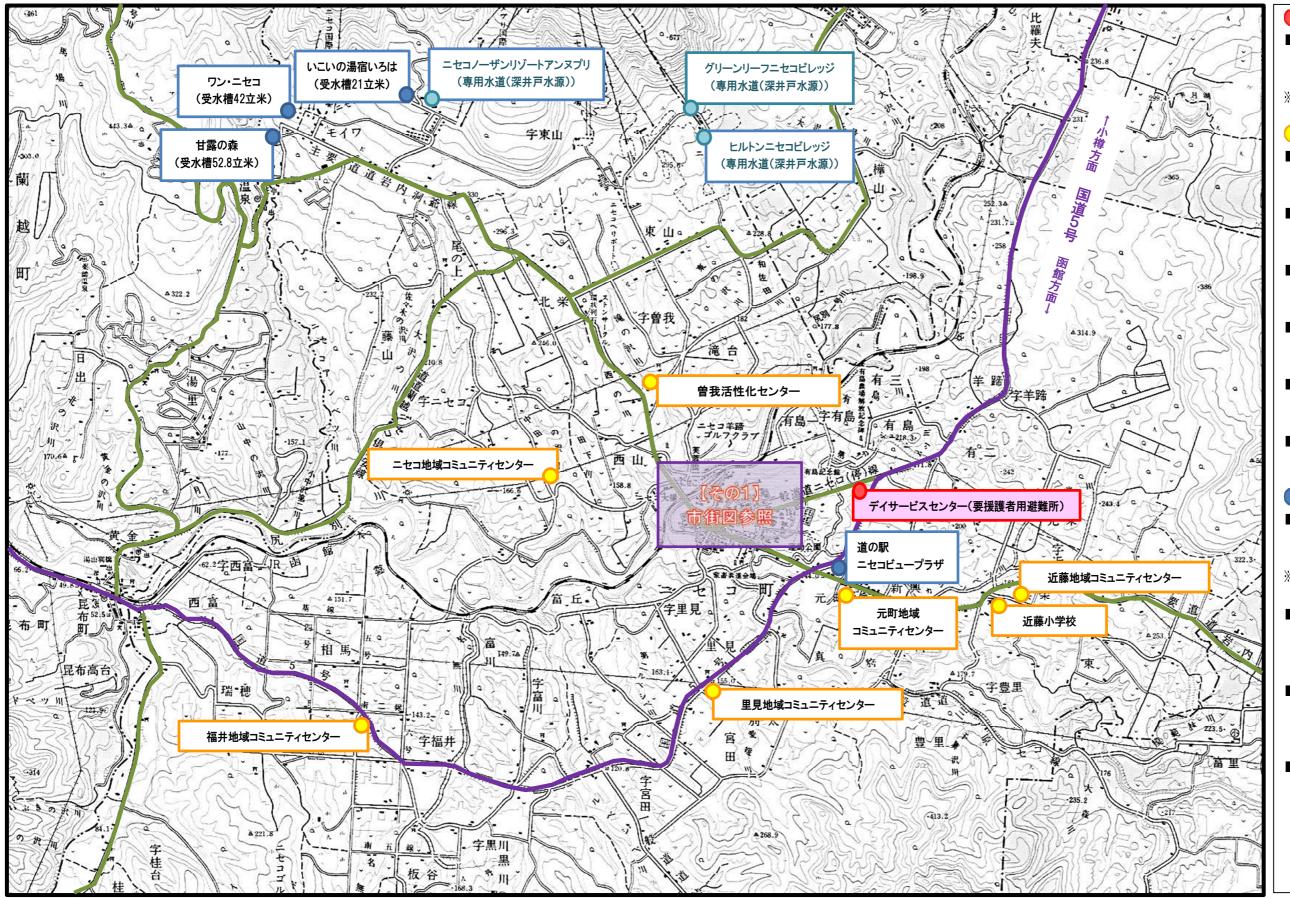
- ■二セコ小学校 字富士見1番地 0136-44-2252
- ■二セコ中学校 字富士見143番地 0136-44-2321
- ■ニセコ高校 字富士見138番地 0136-44-2224
- ■総合体育館 字富士見95番地 0136-44-2034
- ■綺羅乃湯 字中央通33番地 0136-44-1100
- ■ニセコ町幼児センター 字富士見17番地 0136-44-2700

●その他主要施設

- ■ニセコ町役場 字富士見55番地 0136-44-2121
- ■二セコ消防 字富士見74番地 0136-44-2354
- ■下水道管理センター 字本通247番地1 0136-44-1522
- ■重量車庫(無人施設) 字有島1番地1

※表記給水施設等はあくまで拠点となる施設の一部であり、非常時は柔軟な給水拠点の選定及び機動的な給水活動に努めること。民間施設については、協定等は交わされていない

2. 応急給水拠点及び優先給水箇所位置図 【その2】郊外部



■最優先給水施設

- ■デイサービスセンター 字有島87番地4 0136-44-1950
- ※特別養護老人ホーム、グループホーム隣接

○優先給水施設

- ■近藤地域コミュニティセンター 字近藤258番地35
- ■元町地域コミュニティセンター 字元町240番地
- ■里見地域コミュニティセンター 字里見67番地4
- ■ニセコ地域コミュニティセンター 字ニセコ138番地8
- ■福井地域コミュニティセンター 字福井379番地2
- ■曽我活性化センター 字曽我127番地1

●その他主要施設

- ■道の駅ニセコビュープラザ 字元町77番地10 0136-43-2051
- ※防災備品備蓄倉庫(発電機、投光器ほか)
- ■いこいの湯宿いろは 字ニセコ473番地 0136-58-3111
- ■ホテル甘露の森 字二セコ415番地19 0136-58-3800
- ■ワン・ニセコリゾートタワーズ 字ニセコ455番地3 0136-50-2111

※表記給水施設等はあくまで拠点となる施設の一部であり、非常時は柔軟な給水拠点の選定及び機動的な給水活動に努めること。民間施設については、協定等は交わされていない